

財 務 省	<p>(文書作成の原則)</p> <p>第7条 財務省の意思決定に当たっては文書(図画及び電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)を作成して行うこと及び財務省の事務及び事業の実績について文書を作成することを原則とする。ただし、次の各号に掲げる場合については、この限りではない。</p> <p>(1) 財務省の意思決定と同時に文書を作成することが困難である場合</p> <p>(2) 処理に係る事案が軽微なものである場合</p> <p>2 前項ただし書の処理をしたとき(第1号に係るものに限る。)は、事後に文書を作成しなければならない。</p>
文部科学省	<p>(文書による事務処理の原則)</p> <p>第三条 職員は、その所属する組織の意思決定に当たっては文書を作成して行い、かつ、事務及び事業の実績について文書を作成するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 当該組織の意思決定と同時に文書を作成することが困難である場合</p> <p>二 処理に係る事案が軽微なものである場合</p> <p>2 職員は、前項第一号の場合に該当し文書を作成しなかったときは、事後速やかに当該意思決定に当たっての事務の処理について文書を作成するものとする。</p>
厚生労働省	<p>(文書作成の原則)</p> <p>第3条 厚生労働省の意思決定に当たっては、文書を作成して行うこと並びに厚生労働省の事務及び事業の実績について文書を作成することを原則とする。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。</p> <p>(1) 緊急の処理を要する場合その他意思決定と同時に文書を作成することが困難である場合</p> <p>(2) 処理に係る案件が軽微なものである場合</p> <p>2 前項ただし書第1号に該当し、文書以外の方法によって事務を処理した場合にあっては、事後に文書を作成し事務の処理の状況を記録しておくものとする。</p>
農林水産省	<p>(行政文書の作成の原則)</p> <p>第3条 行政機関としての意思決定並びに事務及び事業の実績については、次に掲げる場合を除き、文書(図画及び電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)を作成することを原則とする。ただし、第1号の場合においては、事後に文書を作成しなければならない。</p> <p>(1) 意思決定と同時に文書を作成することが困難である場合</p> <p>(2) 処理に係る事案が軽微なものである場合</p>
経済産業省	<p>(行政文書の作成の原則)</p> <p>第9条 経済産業省の職員は、経済産業省の意思決定に当たっては行政文書を作成して行うこと並びにその実施した事務及び事業の実績について行政文書を作成することを原則とし、次に掲げる場合についてはこの限りでないこととする。</p> <p>(1) 当該意思決定と同時に行政文書を作成することが困難である場合</p> <p>(2) 処理に係る事案が軽微なものである場合</p> <p>2 前項第1号の場合にあって当該意思決定が既になされたときは、当該意思決定に係る者は、事後的に当該意思決定について行政文書を作成することとする。</p>
国土交通省	<p>(事務処理の原則)</p> <p>第4条 国土交通省の意思決定に当たっては、文書(図画及び電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)を作成して行うこと並びに国土交通省の事務及び事業の実績について文書を作成することを原則とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 国土交通省の意思決定と同時に文書を作成することが困難な場合</p> <p>二 処理に係る事案が軽微なものである場合</p> <p>2 前項第一号に該当し、文書を作成せずに事務の処理をした場合にあっては、事後に、速やかに文書を作成しなければならない。</p>
環 境 省	<p>(文書作成の原則)</p> <p>第4条 環境省の意思決定に当たっては文書を作成して行うこと並びに環境省の事務及び事業の実績について文書を作成することを原則とする。ただし、次の各号に掲げる場合については、この限りでない。</p> <p>(1) 緊急の処理を要する場合その他意思決定と同時に文書を作成することが困難である場合</p> <p>(2) 処理に係る案件が軽微なものである場合</p> <p>2 前項ただし書第1号に該当し、文書以外の方法によって事務を処理した場合にあっては、事後に文書を作成し事務の処理の状況を記録しておくものとする。</p>